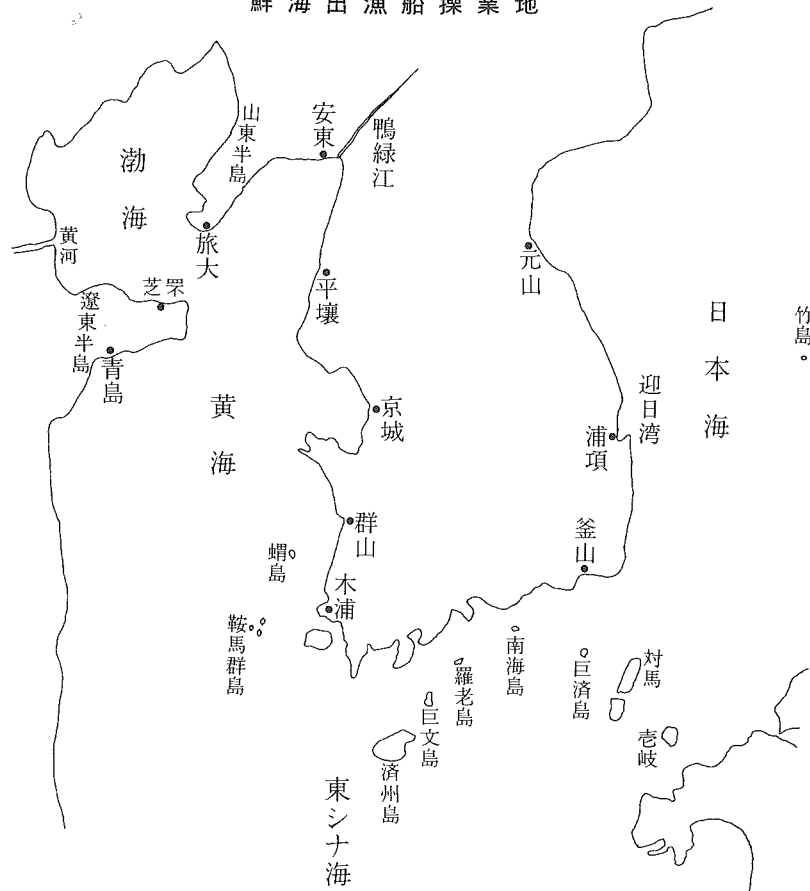


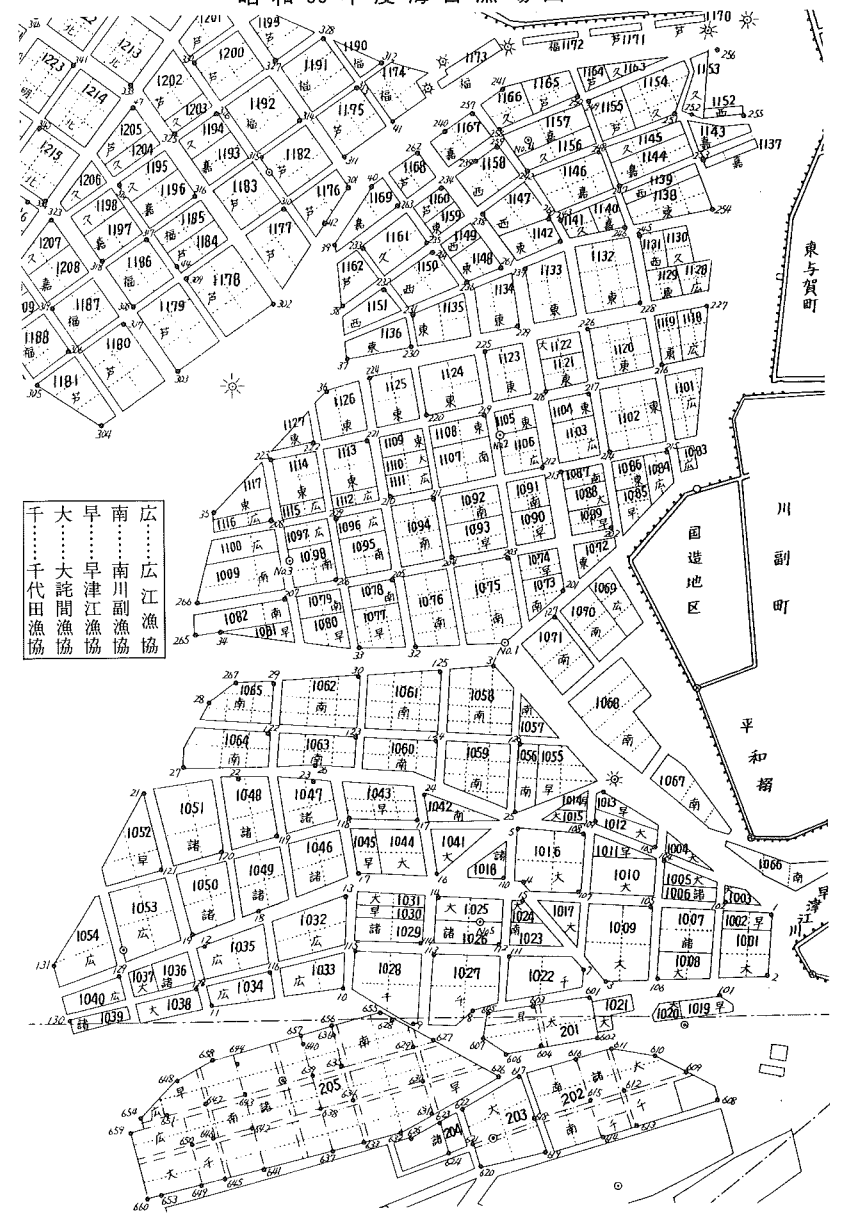
鮮海出漁船操業地



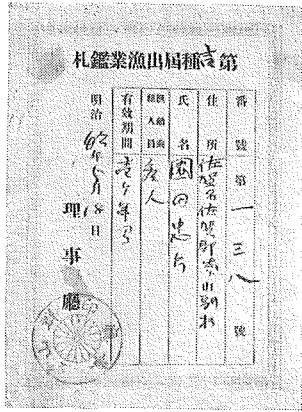
三 鮮海出漁

明治二十三年県議会对して、朝鮮海通漁に対して船一隻につき十円、漁夫一人につき五円の補助金が決定されたが、この提案の理

昭和53年度海苔漁場図



がなく、昭和四十三年からの漁場規制が概ね、当を得たものと思われ、毎年生産が向上している。特に五十二年度海苔は、一月中旬、佐賀郡東部漁協の共同施肥等の効果も見え、今日既に億の水揚げで記録を更新している。



鮫鯨網鑑札



鮫鯨網許可状

第一条(前略) 韓国及び
 関東州沿海に通漁する者又
 は、同地方に五年以上移住
 漁業を営まんとする者、も
 しくは通漁者または移住業
 者において、自己の漁業に
 利用するため左の各号に該

と記録され、佐賀郡からの四隻は前記の記録があり、当町からの出漁は明治三十六年からの鮫鯨網と推定される。
 明治四十二年の佐賀県の遠洋漁業奨励規程は改正され、

郡	漁業場所	漁獲物種類	季 間	日本形		漁獲物価格
				船数	乗組員	
佐賀	忠清道竹島沿海	鱈・鯉・雑魚・鮑	自三月 至八月	四	一七	一、三〇五円
東松浦	江原道 前浦	(以下略)	自五月 至九月	一	四	三〇〇
藤津	(以下略)			五	一六	二七、五四七
総計				五六	一六九	

明治二十一年から記録された佐賀県統計書には、明治三十四年に至って遠洋漁業の欄を設け、



北洋漁業千両旗
 (徳永忠太郎氏蔵)

郡	漁業場所	漁獲物種類	季 間
佐賀・東松浦 (以下略)	朝鮮海・竹島・釜山・ 群山沖方面	鰻・鱈・鯛・ グチ・タチ	自 七月 至 翌年二月

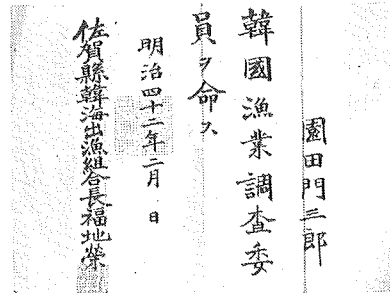
右の通りで、漁獲物にグチ・タチが加えられたのは、西川副からの鮫鯨船の参加と推定される。

明治三十七年の出漁は、他郡の減少に反して、佐賀郡は二十七隻となり、日露戦争により一進一退した鮮海出漁は、三十九年県の肝入りで、水産技術員の調査派遣、漁業根拠地の設定、奨励規程の改定、明治二十八年に設定された佐賀県朝鮮近海漁業組合から、明治三十三年に佐賀県朝鮮海通漁組合と改革されていた団体を、発展的に解消して、佐賀県韓海出漁組合が結成された。

由に藤津郡・東松浦郡からは、明治十七年ころから朝鮮海への出漁がなされたとあるが、詳らかではない。
 明治三十一年農商務省から水産局長が福岡に来て、各県に鮮海通漁組合の設立を懇請し、三十二年佐賀県に鮮海通漁組合佐賀県支部が設けられ、初めて、組合補助及び韓国視察補助が出されることとなった。
 明治三十四年三月十五日久保田村大立野を出港して、四隻十五人の鱈流網の船団が、同月二十八日、十四日の行程で釜山に入港したのが、佐賀郡鮮海通漁の初めである。
 明治三十五年の佐賀県の統計を見ると、



韓国併合前のパスポート



園田門三郎

韓国漁業調査委員の命

明治四十二年二月一日

佐賀縣海出漁組合長福地榮



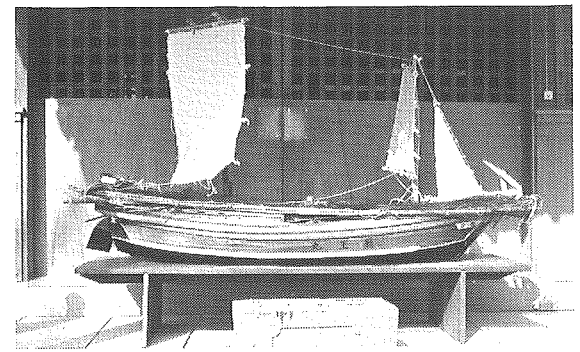
徳永一郎氏

と記されている。

韓国の漁業調査について、南川副巡監であった園田門三郎氏の辞令によれば、「漁業調査ノ為メ、韓国ニ派遣候ニ付、其旅費手当トシテ出発ノ日ヨリ帰県ノ日マデ、一日ニ付金壹円宛ヲ給与ス。」とある。

朝野を挙げての韓海漁場開発は、大正時代に入ってからに激進化し、大正五年の統計では青森から鹿児島まで、三府三十五県の漁船六百十九隻、二千四十五人が出漁し、本県は二百六十一隻でその第七位、大正六年は、春季で二百四十八隻にのぼり秋も増加が見込まれる新聞記事があり、大正七年の新聞には、大正六年本県より韓海に出漁したものは、佐賀郡八十隻、小城郡四十隻、藤津郡百六十四隻。さらに佐賀郡は久保田二十一隻、西与賀二十五隻、東与賀二隻、西川副二十五隻、中川副四隻、新北三隻、本年度の組頭は、佐賀郡中村善次郎、白浜増太郎、北村熊太郎、北村安市、久米勝太郎、富吉弥三郎、武次徳一、東島儀六、古賀佐一、小林虎一郎とある。

大正末期から漸次機械化され大型化された流網の通漁船は、満州国関東省沿岸、威海衛から黄河の下流まで入漁し活躍を続け、西川副広江の徳永一郎氏は、その技量を買われて林兼産業の船団長として、



海童神社（広江）に保管されている鯨鯨船模型

当する漁船を新造する時（略）

一、肩幅・七尺以上

二、船倉（舳の間・胴の間・艫の間）三ヶ所以上

三、帆柱（大 中 小）

第二条 奨励金は左の標準に拠り下附するものとす。

一、通漁者

漁船 一艘に付金八円以内

乗組員（十五才未満を除く）一人に付金五円以内

二、移住漁業者 一戸に付金八十円以内（以下略）

西原藤三郎氏の村誌には、

「韓海出漁

明治四十年四月、本県奨励ノ方針ニ基キ本村ヨリ仁位林三郎外十一名、漁船六隻ヲ獲シ、韓国全羅南道務安郡夢灘浦へ鰻搔漁業ヲ営マントテ出漁シタリ、是ヨリ先、本村・西原藤三郎、本県並ニ本郡ノ命ニヨリ又本村漁業者、仁位林三郎ハ自費ニテ、韓国漁場調査ヲナシ同地ヲ以テ、本村漁民ニ適当ナリト認定セシ結果ニ由レリ。初年ハ不幸ニシテ不漁ナリシ故九名ハ帰国シ、古賀小太郎・北村喜太郎・中島阿弥三ノ三名残留シ同漁ニ従事セシニ、次年ヨリハ稍々良好ナルヲ以テ、明治四十二年ニ本村井手金太郎家族引連レ同所ニ移住ス次デ井手市松家族引連レ移住ヲナシタリ。越エテ四十四年ニ至リ北村喜太郎モ（以下略）」

北洋のカムチャツカまで進出、一族を率いて、海洋漁民の名声を博した。
しかし第二次世界大戦の戦火の波及はついに東シナ海・北洋から、有明漁民を閉め出し、川副漁民の雄途は、昭和十七年を終わりととして再び開かれることはなかった。

四 漁業権の推移

旧藩時代までは、地先権以外は、おおむね藩主の専決であつた漁業権が、廃藩置県の後不安定な行政区画を明治十六年に確定されてから、更に漁民の権利意識がめばえ、明治二十年五月六日の佐賀新聞に

◎漁業会 同会は昨十九年五月県達甲第四十号に基き、沿岸漁業組合規約を結び、県庁の認可を得て履行せしなり。依つて去る三日当郡役所内に於いて（中略）可決す。

議長は石井要之助氏、番外は奈良原・井手・西川・古賀、他議員の渡辺佐一郎・南里伝助・本村清・池田与藏（中略）原案は三十七条より三十八条の竹羽瀬存廢の議論盛なりし（以下略）

漁業規約書

九州西南部肥前国 佐賀郡漁業組合規約

要旨

明治十九年五月 佐賀県達甲第四十号ノ旨ニ基キ、佐賀県佐賀郡沿岸漁業組合規約ヲ結ヒ県庁ノ認可ヲ得テ履行スルモノトスル。

第一章 総則

第一条 本組合事務所ヲ下古賀村今町何番地ニ設置シ、佐賀郡漁業組合ト称ス。

第二条 第三条略

第四条 漁業場ハ渾テ従来ノ慣行ニヨルモノトス。

第五条 第六条略

第七条 従来使用スル漁具漁法ト雖モ水産保護又ハ公利ヲ障害スルモノハ、組合会議ノ決議ニ依リ廢業スルモノトス。コノ場合ニ臨テハ一己ノ私情ヲ張り之ヲ拒ムヲ得サルモノトス。（以下略）

第二章 目的

第十条 本組合ハ第七章ニ定ムル漁期漁法ヲ確守シ、水産ノ繁殖、漁業ノ拡張ヲ図リ利益ヲ増進スルモノトス。

第三章 役員選挙及其権限（略）

第四章 会議ニ関スル規程（略）

第五章 加入者及退去者（略）

第六章 費用徴収及賦課法（略）

第七章 禁漁期及漁具漁法の制限（略）

第八章 違反者処分ノ方法（略）

第九章 規約更正（略）

本規約ノ条々確守スル証トシテ、各自記名捺印候也（終）